新潟商工会議所 E-mail 通信

Vol. 90

発行日：平成 24 年３月 15 日　　担当：会員サービス課　service@niigata-cci.or.jp

〒950-8711　新潟市中央区万代島５番１号　万代島ビル７階
URL　http://www.niigata-cci.or.jp　　E-mail　office@niigata-cci.or.jp

【法人実効税率及び中小法人の軽減税率が引下げられます】
～24 年４月１日以後に開始する事業年度に適用～

平成 23 年度税制改正により、法人実効税率の引き下げ（恒久減税）と３年間の臨時増税の組み合わせが行われます。

①法人税率の引き下げについて

国税及び地方税を合わせた法定実効税率が引き下げられます。それにより法人税（国税）が現行の 30%から 25・5%に引き下げられます。

また、中小法人等の所得金額のうち、年８００万円以下の部分に適用される軽減税率（本則）は 22%が 19%に引き下げられます。ただし、現在、軽減税率は次の②のとおり、特例税率により引き下げられています。

② 中小法人等の軽減税率（特例）の引き下げについて

現在、中小法人等の所得金額のうち、年８００万円以下の部分に適用されている軽減税率は本則の 22%から、特例により 18%に引き下げられていますが、本改正により 18%から 15%に引き下げられます。

ただし、法人税の税率が引き下げられたうえで、３年間は復興増税が付加され、法人税額の 10%分が上乗せされます。（増税期間：平成 24 年４月～平成 27 年３月）

労働保険料率が４月から引き下げられます

《雇用保険》

平成 24 年度（平成 24 年４月１日から平成 25 年３月 31 日まで）の料率は、平成 23 年度の雇用保険料率から０・２%引下げとなり、**一般の事業で１・35%、農林水産・清酒製造の事業で１・55%、建設の事業で１・65%**となります。

《労災保険》

労災保険率が、平成 24 年４月１日から平均で５・４／１０００から４・８／１０００へ、０・６／１０００引下げられますが、「引下げ」は 35 業種、「据置き」は 12 業種、「引上げ」は８業種となり、業種により料率が異なりますのでご注意ください。

平成 24 年３月分から
協会けんぽ（新潟支部）の健康保険料率が変わります

厳しい医療保険の財政状況を反映して本年３月分（４月納付分）の保険料から引上げられます。

40 歳から 64 歳までの方（介護保険第２号被保険者）は健康保険料率に全国一律の介護保険料率が加わります。また、賞与については、支給日が３月１日分からとなりますのでご注意ください。詳しくは、

http://www.kyoukaikenpo.or.jp/13,92933,86,143.html

商売繁盛！　電子商い情報便３月 22 日より開始！
http://www.niigata-cci.net/akinai/

新潟商工会議所Ｅメール送信希望会員約 2,000 社に向けて、あなたの会社・お店のＰＲを、E-mail で配信致します。
１件につき、日を変えて２回送信致します。
お申込み手続きはインターネットから。

http://www.niigata-cci.net/akinai/

送信料金（１件につき）：１２,６００円（税込）

★★会報商い情報便との比較★★

・印刷の手間とコストがかからない
　会報同封の場合、チラシを 4,300 部納品していただきます
・豊富な情報量
　複数ページのチラシ、自社サイトへの誘導等自由な情報発信が可能！添付データ（PDF）は 1MB 以内
・送信頻度がアップ！
　会報商い情報便は原則１回毎月 15 日発行
・料金が安価！
　会報商い情報便は B5/A4（１枚）21,000 円（税込）

こんな告知が有効です…

●忘新年会、歓送迎会、暑気払いなど宴会プランのご案内　●職員旅行、団体旅行商品のご案内
●営業車両関係　●福利厚生関係　●文具、備品　●ユニフォーム　●通信関係
●暑中見舞い、年賀状印刷　●貸室、テナント募集　●各種イベント、説明会等への集客
●新製品情報　●独立開業　など　事業活動に必要となるサービス　…etc.

担当：新潟商工会議所　会員サービス課
〒950-8711　新潟市中央区万代島 5-1 万代島ビル７階
TEL（025）290-4411　FAX(025)290-4421　E-mail：service@niigata-cci.or.jp

【今月のテーマ】　社会保障改革！どうなる年金制度？

平成23年6月「社会保障・税の一体改革案」で示された基本的な考え方や具体的な改革内容に従って、さらにその内容を具体化した「社会保障・税一体改革大綱」を平成24年2月に閣議決定しました。

社会保障改革の基本的考え方　～「社会保障・税の一体改革大綱」より～

◇◆◇ 社会保障の課題 ◇◆◇

今日の日本の社会及び社会保障制度は、人口構成の大きな変化、雇用基盤の変化、家族形態・地域基盤の変化、貧困・格差問題、世代間の不公平、孤独・孤立の広がりなどの問題に直面しており、これらの問題に対応するため、年金・医療・介護・子育てなどの社会保障制度の持続可能性の確保と機能強化が求められている。

さらに、次代の日本を担うべき若年層の雇用環境は極めて厳しい現状である。

若い世代がいかに夢をもって生きていけるかは、日本の社会の将来の明るさを写す鏡であり、早急な就労支援策、非正規雇用対策が必要である。

資源なき国家日本における最大の資源は「人材」であり、社会保障などの政策対応を通じて、国民一人ひとりの個性と能力が最大限に発揮できるような社会を造り上げていかなければならない。

Ⅰ．新しい年金制度の創設

「所得比例年金」と**「最低保障年金」**の組み合わせからなる一つの公的年金制度にすべての人が加入する新しい年金制度の創設について、国民的な合意に向けた議論や環境整備を進め、引き続き実現に取り組む。

■所得比例年金（社会保険方式）

○**職種を問わずすべての人が同じ制度に加入**し、**所得が同じなら同じ保険料、同じ給付**。

○保険料は15%程度（老齢年金に係る部分）。

○納付した保険料を記録上積み上げ、仮想の利回りを付し、その合計額を年金支給開始時の平均余命などで割って、毎年の年金額を算出。

■最低保障年金（税財源）

○**最低保障年金の満額は７万円**（現在価額）。

○生涯平均年収ベース（＝保険料納付額）で一定の収入レベルまで全額を給付し、それを超えた点より徐々に減額を行い、ある収入レベルで給付額はゼロ。

○すべての受給者が、所得比例年金と最低保障年金の合算で、概ね７万円以上の年金を受給できる制度。

※国民的な合意に向けた議論や環境整備を進め、平成25 年の国会に法案を提出する。

Ⅱ．現行制度の改善

新しい年金制度の創設までには、一定の時間を要する。また、新しい年金制度の創設を行っても、新しい年金制度からの年金給付のみを受給する者が出てくるには相当の期間が必要であり、その間は新制度と旧制度の両方から年金が支給されることとなる。このため、新しい年金制度の方向性に沿って、現行制度の改善を図る。

（１）基礎年金国庫負担２分の１の恒久化

年金財政の持続可能性の確保のため、税制抜本改革により確保される安定財源により、基礎年金国庫負担２分の１を恒久化する。

★消費税引上げ後に消費税財源による国庫負担２分の１を恒久化する。

★平成24 年度の基礎年金国庫負担割合は、歳出予算（36.5%分）と「年金交付国債」により２分の１を確保することとし、必要な法案を平成24 年通常国会に提出する。（一部提出済み）

（注）「年金交付国債」の償還は、消費税引上げ後に消費税収により行う。

★平成25 年度から消費税引上げまでの間の取扱いは引き続き検討する。

（２）最低保障機能の強化

年金制度の最低保障機能の強化を図り、高齢者等の生活の安定を図るため、以下の改革を行う。

ⅰ）低所得者への加算

低所得者に重点を置いた、老齢基礎年金額に対する一定の加算を行う。

その際、保険料納付のインセンティブを阻害しないよう検討する。

ⅱ）障害基礎年金等への加算

老齢基礎年金の低所得者に対する加算との均衡を考慮し、障害者等の所得保障の観点から障害・遺族基礎年金についても、一定の加算を行う。

ⅲ）受給資格期間の短縮

無年金となっている者に対して、納付した保険料に応じた年金を受給できるようにし、また、将来の無年金者の発生を抑制していく観点から、受給資格期間を、現在の25 年から10 年に短縮する。

★消費税引上げ年度から実施する。

★具体的内容について検討する。税制抜本改革とともに、平成24 年通常国会への法案提出に向けて検討する。

（3）高所得者の年金給付の見直し

（2）の最低保障機能の強化策の検討と併せて、高所得者の老齢基礎年金について、その一部（国庫負担相当額まで）を調整する制度を創設する。

★最低保障機能の強化と併せて実施する。

★具体的内容について検討する。税制抜本改革とともに、平成24 年通常国会への法案提出に向けて検討する。

（4）物価スライド特例分の解消

かつて特例法でマイナスの物価スライドを行わず年金額を据え置いたこと等により、2.5%、本来の年金額より高い水準の年金額で支給している措置について、早急に計画的な解消を図る。今の受給者の年金額を本来の水準に引き下げることで、年金財政の負荷を軽減し、現役世代（将来の受給者）の将来の年金額の確保につなげるとともに、その財源を用いて社会保障の充実を図るものとする。

★平成24 年度から平成26 年度の３年間で解消し、平成24 年度は10 月から実施する。

★平成24 年通常国会に法案を提出した。

（5）産休期間中の保険料負担免除

次世代育成の観点から、厚生年金の被保険者について、育児休業期間に加え、産前・産後休業期間中も、同様に年金保険料は免除し、将来の年金給付には反映させる措置を行う。

★子ども・子育て支援施策という位置付けで、早期に実施する。

★平成24 年通常国会への法案提出に向けて検討する。

（6）短時間労働者に対する厚生年金の適用拡大

働き方に中立的な制度を目指し、かつ、現在国民年金に加入している非正規雇用者の将来の年金権を確立するため、厚生年金適用事業所で使用される短時間労働者について、厚生年金の適用を拡大する。

★厚生年金の適用対象となる者の具体的範囲、短時間労働者が多く就業する企業への影響に対する配慮等の具体的制度設計について、適用拡大が労働者に与える効果や雇用への影響にも留意しつつ実施時期も含め検討する。平成 24 年通常国会への法案提出に向けて、関係者の意見を聴きながら検討する。

★第３号被保険者制度の見直し、配偶者控除の見直しとともに、引き続き総合的な検討を行う。

（7）被用者年金一元化

被用者年金制度全体の公平性・安定性確保の観点から、共済年金制度を厚生年金制度に合わせる方向を基本として被用者年金を一元化する。具体的には、公務員及び私学教職員の保険料率や給付内容を民間サラリーマンと同一化する。
公的年金としての職域部分廃止後の新たな年金の取扱いについては、新たな人事院調査等を踏まえて、官民均衡の観点等から検討を進めるものとする。

（注） 企業年金を実施している事業所数は、厚生労働省「平成20 年就労条件総合調査」から推計すると37.5%となり（厚生労働省年金局資料による）、すべての企業に企業年金があるわけではない。

★平成19 年法案をベースに、一元化の具体的内容について検討する。関係省庁間で調整の上、平成24 年通常国会への法案提出に向けて検討する。

（8）第３号被保険者制度の見直し

第３号被保険者制度に関しては、国民の間に多様な意見がなおあることを踏まえ、不公平感を解消するための方策について、新しい年金制度の方向性（2分2乗）を踏まえつつ、引き続き検討する。

★短時間労働者への厚生年金の適用拡大、配偶者控除の見直しとともに、引き続き総合的な検討を行う。

（9）マクロ経済スライドの検討

デフレ経済下においては、現行のマクロ経済スライドの方法による年金財政安定化策は機能を発揮できないことを踏まえ、世代間公平の確保及び年金財政の安定化の観点から、デフレ経済下におけるマクロ経済スライドの在り方について見直しを検討する。

★マクロ経済スライドの適用については、（4）による物価スライド特例分の解消の状況も踏まえながら、引き続き検討する。

（10）在職老齢年金の見直し

就労意欲を抑制しているのではないかとの指摘がある60 歳代前半の者に係る在職老齢年金制度について、調整を行う限度額を引き上げる見直しを引き続き検討する。

★就労抑制効果についてより慎重に分析を進めながら、引き続き検討する。

（11）標準報酬上限の見直し

高所得者について、負担能力に応じてより適切な負担を求めていく観点に立ち、厚生年金の標準報酬の上限について、健康保険制度を参考に見直すことなどを引き続き検討する。

★平均標準報酬の動向等を踏まえながら、引き続き検討する。

（12）支給開始年齢引上げの検討

世界最高水準の長寿国である日本において、現在進行している支給開始年齢の引上げ（注）との関係や高齢者雇用の進展の動向等に留意しつつ、中長期的課題として、支給開始年齢の在り方について検討する。

（注）現行の引上げスケジュールは、男性2025 年まで、女性2030 年まで。

★将来的な課題として、中長期的に検討する（平成24 年通常国会への法案提出は行わない）。

（13）業務運営の効率化

現行の年金制度の改善及び新しい年金制度を検討するに際しては、年金制度を運用するための業務処理体制やシステムに関する現在の課題にも適切に対処していくことが必要であり、業務運営やシステムを改善する。

また、国民年金保険料の納付率の向上を図るため、未納者の属性に応じ、保険料免除の勧奨や強制徴収の強化など、収納対策を一層徹底する。

（14）その他

遺族基礎年金については、母子家庭には支給される一方で父子家庭には支給されないという男女差を解消すべき、支給要件の判定基準を適正化すべきなどの指摘があることに鑑み、具体的な法的措置について検討する。

上記の一体改革による取組を推進しつつ、保険料の事務費への充当の解消を実現するための財源の確保策や過去繰り延べられて未返済となっている年金の国庫負担分の返済に必要となる財源の確保策について引き続き検討する。

（注）年金保険料の事務費への充当は、平成23 年度予算では1,945 億円。

歳入庁の創設による、税と社会保険料を徴収する体制の構築について直ちに本格的な作業に着手する。

■ 「社会保障・税の一体改革大綱　H24.2.17 閣議決定」↓↓↓

http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/syakaihosyou/kakugikettei/240217kettei.pdf

☆★　詳しい内容については労務管理の専門家にお聞き下さい！

新潟県社会保険労務士会ホームページ http://www.sr-niigata.jp　★☆

万代くんとつばさくんの “ロダン・タイムズ”

税理士：八百板　誠

取扱説明書を読まない人は、聞いてから考えます。

不動産への税金は昔からありますが、

不動産譲渡損の税金は、変わっています。

損が無かったこととなったらどうします？

★★★M社長の不動産戦略に学べ★★★

＜万代くん＞

Y社長「僕は、不動産関係は全くの素人です。
恥を忍んでいろいろ教えて」

M 社長「Y社長、きっと尋ねてくるだろうと思いました。
バブルがはじけて最近は不動産への税金の考え方が変わりました。」

ポイントは今売ったらの損失とこれから売ったらの損失です。

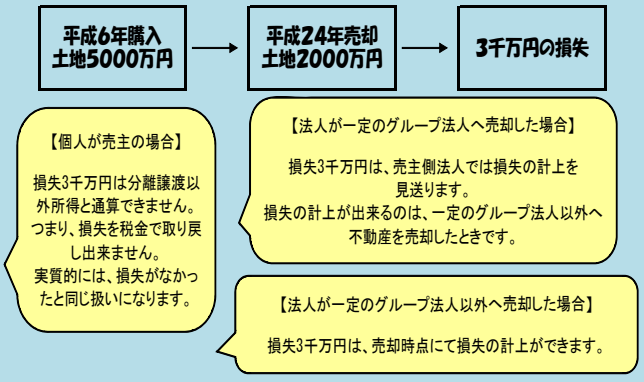

まるで、【税金版】大阪夏の陣と大阪冬の陣のようだね。

外堀は個人の損失、内堀は一定のグループ法人間の損失ですね。

（外堀）含み損不動産を売却してしまったら、その後の値下がり損は？

（内堀）一定のグループ法人への売却をしても損失が計上できないなら、一定のグループ法人以外に売らないといけなくなる。

稼動している工場などは、よくよく税理士と相談しないと解決策がなさそうだ。事業承継に不動産の含み損は思わぬ大敵ですね。

①法人不動産を役員が一旦購入するなら、外堀対策をじっくり工夫しよう。

②内堀対策は、更なる工夫が必要です。

③会社と親族売買、グループ法人間の売買には、時価でも悩みます。

★★★Y社長さんの独り言★★★

事業承継は、贈与による株式対策で十分と思っていた。

そういえば、以前に税理士が自社不動産の売却の話をしていたことがあったなあ。

あの時に恥をかいていれば良かった。新聞に時価会計が騒がれた時に、大企業は不動産含み損処理の記事もあったなあ～。M社は、自社の不動産対策を早めにしていたから、内堀の心配をしなくても良い。「人（大企業、同業者）の振り見て、我が振り直せ」は、不動産にも通用したんだ。でも、何か対策はあるはずだ！　僕は税理士に相談してくるよ。

「人間万事塞翁が馬」M社長翁へ続く

★★★M社長さんの独り言★★★

僕の会社の含み損対策は、個人買いとグループ法人買いの両方があるんだ。

個人で買った不動産は、買った当時から若干路線価も下がり続けているし、買取価額は、相続税評価よりも高い時価換算で買っている。現在含み損発生。

今後の売却には、「内堀」税制に引っかかる。困ったものだ。

僕も、将来のことを税理士に相談してくるよ。

★「ロダン・タイムズ」の電子版　今月創刊します★

新潟商工会議所版「電子商い情報便」がスタート

印刷バージョン「ロダン･タイムズ」　と
PDFバージョン「ロダン･タイムズ電子版」に
内容は、違いますので　乞うご期待！